7　令別表第十の四の項の下欄のヘ(2)の環境省令・経済産業省令で定めるプラスチックは、ウレタンフォームとし、同欄のヘ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・一〇とする。

8　令別表第十の四の項の下欄のトの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇二九とする。

（削る）

9　令別表第十の四の項の下欄のリの環境省令・経済産業省令で定める用途は、次の各号に掲げる用途とする。

一　洗浄（令別表第十の三の項の下欄のイに規定する洗浄を除く。）の用途

二　（略）

（特定排出者の事業活動に伴うパーフルオロカーボンの排出量の算定に係る係数等）

第七条　令別表第十一の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇三一とする。

（削る）

2　令別表第十一の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンは、次の各号に掲げるパーフルオロカーボンとし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　パーフルオロメタン（半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。）　〇・八〇

二　パーフルオロエタン（半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。）　〇・七〇

三　パーフルオロプロパン（半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。）　〇・四〇

四　パーフルオロシクロブタン（液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。）　〇・三〇

3　令別表第十一の二の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンは、次の各号に掲げるパーフルオロカーボンとし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　パーフルオロエタン　〇・二〇

二　パーフルオロプロパン　〇・一〇

三　パーフルオロシクロブタン（半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。）　〇・一〇

四　パーフルオロシクロブタン（液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。）　〇・〇一〇

5　令別表第十の二の項の下欄のヘ(2)の環境省令・経済産業省令で定めるプラスチックは、次の各号に掲げるプラスチックとし、同欄のヘ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げるプラスチックの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　押出法ポリスチレンフォーム　〇・二五

二　ウレタンフォーム　〇・一〇

6　令別表第十の二の項の下欄のトの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　噴霧器　〇・〇二八

二　消火剤　〇・〇〇〇〇二〇

7　令別表第十の二の項の下欄のリの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・三〇とする。

8　令別表第十の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める用途は、次の各号に掲げる用途とする。

一　洗浄（令別表第十の二の項の下欄のリに規定する洗浄を除く。）の用途

二　（略）

（特定排出者の事業活動に伴うパーフルオロカーボンの排出量の算定に係る係数等）

第七条　令別表第十一の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　パーフルオロメタン　〇・〇〇三〇

二　パーフルオロエタン　〇・〇〇〇三〇

2　令別表第十一の二の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇三九とする。

3　令別表第十一の三の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンは、次の各号に掲げるパーフルオロカーボンとし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　パーフルオロメタン（半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。）　〇・九〇

二　パーフルオロメタン（液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。）　〇・六〇

三　パーフルオロエタン（半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。）　〇・六〇

四　パーフルオロエタン（液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。）　一・〇

五　パーフルオロプロパン　〇・四〇

六　パーフルオロシクロブタン　〇・一〇